

[事案 2019-185] 解約返戻金増額請求

・令和2年3月23日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、解約返戻金の増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年5月に契約した終身保険について、以下等の理由により、解約返戻金を300万円に増額してほしい。

- (1) 担当者より、「あと3年払えば、300万もらえる」と説明され、3年間保険料を支払った。
- (2) 担当者に、保険料の負担を抑えるため、契約内容の変更を相談したが、契約の継続を勧めただけで、保険料負担を抑えるための提案がなく、適合性の原則に反している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者が説明に使用した資料には、契約内容は死亡保険金300万円の終身保険であることが記載されており、担当者の誤説明があったとは考えられない。
- (2) 適合性の原則が適用されるのは契約締結時であり、そもそも担当者は適切な説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が誤説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。